

審理 1回で早期解決 整理解雇で155万円

経営不振を理由に5月末で整理解雇されていた、女性経理事務員の第1回労働審判の審理が7月26日に行われ、通常の退職金を除く155万円で即日金銭和解しました。和解内容は、職場復帰はしないものの、2年間の未払い残業代80万円と解決金75万円（4.2カ月相当）で、1回の審理で早期の勝利和解となりました。

女性事務員は玩具などの販売業務をする会社（従業員数170名）の正社員として14年間働いていました。当初、会社は整理解雇について経理課7名（内、パート1名）の職員のうち2～3人をリストラすると説明していました。しかし、女性事務員を含め4名をリストラし、一方で会社は2名の派遣労働者を雇い入れました。

相談を受けた組合は、団体交渉で①整理解雇4要件を満たさなく解雇権の濫用であり解雇は無効②未払い残業があり2年間の出退勤

時間を明らかにするよう求めました。



これに対し、会社は解雇撤回を拒否しましたが、出退勤時刻を開示し、未払い残業代については年間変形労働時間制を採用していることを前提にした48万円と休日労働分

6.5万円を、退職金の上乗せとして支払う回答をしてきました。

しかし、会社が提示してきた変形労働時間制の労使協定は監督署に受理されている証明が無く、組合は通常計算から算出した約80万円の未払い残業の支払いを求めていたものです。2回の交渉を行いました。解雇撤回も残業代の支払いも受け入れられず交渉は決裂し、労働審判での争いとなったものです。

交渉申し入れた途端に 解雇撤回

洋服店で裁断に従事するHさんは勤続23年のベテラン職員です。

退職勧奨を口実に人員整理をすすめていた会社は、Hさんに退職金1割増しの条件を付け退職勧奨を行ってきました。引き続き働く意思は伝えましたが、会社は退職勧奨に応じるか解雇がいいかと選択するよう迫ってきました。

Hさんは何とか盆明けまで返事を待ってもらい地域労組を尋ねました。

地域労組から郵送した団交申し入れが配達された18日、会社から地域労組に電話があり「会社はHさんを解雇するとは言っていない。Hさんの勘違いで引き続き働いてもらう」と連絡がありました。組合は団体交渉を中止し、「勘違い」しているHさんに解雇しない旨を十分に説明するよう会社に通告しました。

正規社員2人を解雇しパートを採用 一仮処分で地位保全命令、本訴に



昨年、県外に本社がある中古住宅販売会社に勤める女性の事務員2人に解雇通告が出されました。組合に加入して、団体交渉を申し入れ

交渉をおこないました。

会社は、経営が悪くなり正規事務員をパート事務員に切り替えるとの説明をし、既に職安に採用募集をしていました。

組合は、整理解雇であるなら、経営資料の提示と説明、希望退職などの解雇回避の努力、人選の基準などの説明を求めましたが、会社はそれに答えず年末の解雇を強行しました。

解雇された2人は、一人親家庭で子どもが大学在学や進学を目前しています。

組合は、団交議事録を確認し、それらも用いて2人の地位保全仮処分を申し立てました。解雇無効、地位保全の命令を受けました。命令では、貯金があるからと1人の賃金仮払いを認めないなど不十分な点もありますが、引き続き本訴をたたかっています。



1面
で
大
会
公
示
し
て
い
る
よ
う
に
、
0
月
1
0
日
(
日
)
1
0
時
よ
り
、
勤
労
者
福
祉
セ
ン
タ
ー
で
地
域
労
組
第
2
8
回
定
期
大
会
を
開
催
い
た
し
ま
す。
つ
き
ま
し
て
は
、
大
会
の
出
欠
有
無
を
同
封
の
「
大
会
案
内
」
に
記
載
し
返
信
く
だ
さ
い。